

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年10月 3 日（金）第657号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）（デジタル推進課取扱い） 1

公 告

○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 1

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 2

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第69号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項から第 5 項までを削り、同条第 6 項中「別表第 1 の 1 の項第 6 号」を「別表第 1 の知事の項」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 7 項及び第 8 項を削り、同条第 9 項中「別表第 1 の 2 の項第 3 号」を「別表第 1 の教育委員会の項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第10項を削り、同条を第 2 条とする。

第 4 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「別表第 2 の 1 の項第 3 号」を「別表第 2」に、「同号」を「同表」に改め、同項第 1 号ウ中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同項を同条第 1 項とし、同条第 4 項を削り、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年10月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市平松字内新開3650番, 3651番, 3653番, 3658番, 3659番 1, 3661番, 3663番, 3670番 1, 8099番の一部, 8407番の一部及び8408番
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 始良市平松字内新開3650番の一部, 3651番の一部, 3653番の一部, 3658番の一部, 3659番 1 の一部, 3661番の一部, 3663番の一部, 3670番 1 の一部, 8099番の一部, 8407番の一部及び8408番の一部
公園 始良市平松字内新開3653番の一部及び3659番 1 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市宮島町11番地 4
株式会社アイランドホーム
代表取締役 山口俊彦

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 10 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第31号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 7 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め, 同項を同条第 8 項とし, 同条第 6 項を同条第 7 項とし, 同条第 5 項中「840円」の次に「（第 4 項に規定する災害に係る作業に従事した場合にあつては, 1,080円）」を加え, 同項を同条第 6 項とし, 同条第 4 項中「（昭和36年法律第223号）」を削り, 同項を同条第 5 項とし, 同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 条例第28条第 2 項の規定により公安委員会が人事委員会と協議して定める災害は, 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され, 又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風, 豪雨, 豪雪, 洪水, 地震, 津波, 火山爆発又は大規模な火事による災害, 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他警察本部長が定める災害とする。

附 則

- 1 この規則は, 公布の日から施行し, 改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は, 令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては, 改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は, 改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。